

## 山梨県立美術館施設使用料金表

区 分		入場料金を徴収しない場合			入場料金を徴収する場合
		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	
県民ギャラリーA (一般展示室A)	288.24 m <sup>2</sup>	/	/	6,160	左記使用料金に2割の割増率を乗じて得た額を当該使用料金に加算した額
県民ギャラリーB (一般展示室B)	209.95 m <sup>2</sup>	/	/	5,230	
県民ギャラリーC (講堂)	221.95 m <sup>2</sup>	3,160	3,540	6,700	
工房A	184.59 m <sup>2</sup>	2,560	2,870	5,430	
工房B		1,330	1,490	2,820	
ワークショップ室 (制作展示室)	110.36 m <sup>2</sup>	1,320	1,490	2,810	
講堂 (総合実習室)	194.60 m <sup>2</sup>	2,770	3,100	5,870	

備考 使用料金に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

( ) 内は、山梨県立美術館設置及び管理条例別表第三の区分。